3 バス停留所

基本的考え方

高齢者、障害のある人等すべての人が、快適にバスを待ち安全に車両の乗降ができるよう、上屋やベンチ等の整備やバスの運行状況に関するわかりやすい情報提供を行う。

整備基準 バス停留所	解説図
【乗合自動車停留所】	図 3-1
【来5日劉単停笛所】 (1) 乗合自動車停留所(施行規則別表第1の2の表(2)に定めるものをいう。(2)において同	図 3-1 バス停
	八人厅
じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
ア バスの行き先、運行系統、時刻表等を表示する案内板が、高齢者、障害者等が見やすい	
位置に設けられていること。	
イ 床面に、高齢者、障害者等の運行の障害となる段が設けられていないこと。ただし、地	
形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	
(2) 1日の乗車人員が500人以上ある乗合自動車停留所は、次に掲げる基準に適合するもので	図 3-2
あること。	乗車人員 500 人
ア ベンチ及びその上屋が設けられていること。ただし、それらの機能を代替する施設が既	以上のバス停
に存する場合又は地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この	
限りでない。	
イ 視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用	
プロックが敷設されていること。	
ウ イの視覚障害者誘導用ブロックの色が黄色その他の周囲の路面との輝度比等の大きい	
色であること。	
エ イの視覚障害者誘導用ブロックに、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認	
められる箇所に音声により視覚障害者を案内する設備が設けられていること。	
オ (1)アの案内板に、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる場合は、	
点字、音声その他の方法により、視覚障害者を案内する設備が設けられていること。	
カ 車いす使用者等に配慮し、必要と認められる場合は、車いす使用者の乗車の意思が乗合	
自動車の乗務員に容易に伝わる設備等が設けられていること。	
キ 高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設が設	
けられていること。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合におい	
ては、この限りでない。	
【バスターミナル】	
バスターミナル(施行規則別表第1の2の表(3)に定めるものをいう。)の乗降場は、次に掲	
げる基準に適合するものであること。	
ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場	
所(以下この項において「バス車両用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブ	
ロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられ	
ていること。	
ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの	
であること。	

整備基準の解説

図 3-1 バス停

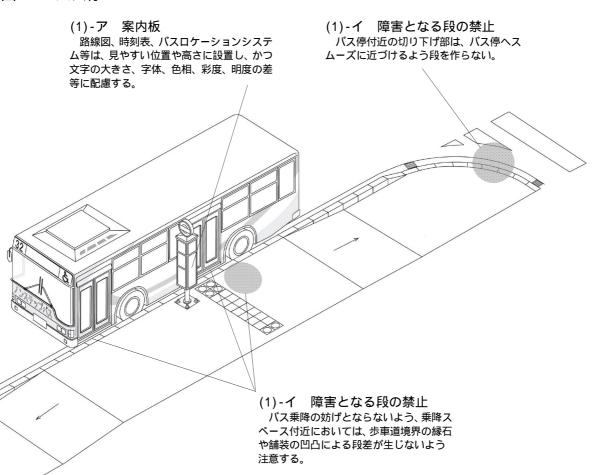
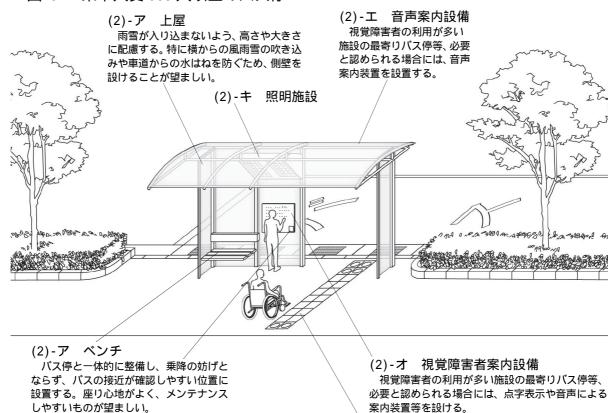


図 3-2 乗車人員 500 人以上のバス停



(2)-力 乗車意志表示装置 表示装置により、車いす使用者 の乗車意志が乗務員に早く伝わる ことにより、乗務員がバスを正し く停車しやすい。

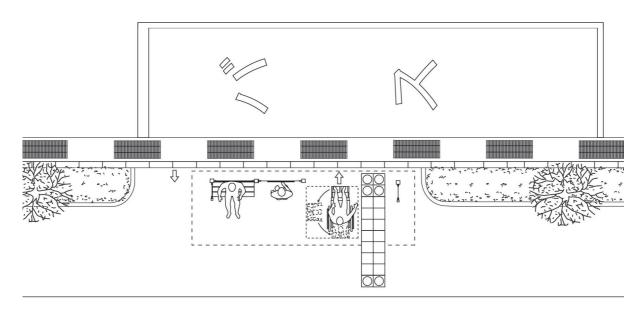


案内装置等を設ける。

(2)-イ、ウ 視覚障害者誘導用ブロック バスの乗車口へ誘導する。

周辺環境との調和に配慮し、路面との輝度比や明 度差のある色を選択する。

平面図



整備事例

バスが正着しやすく乗口がわかりやすいバス停



- ・ターミナルのバスベイが、バスの進入方向に切り込まれているので、バス停への正着性が高い。
- ・ガラス張りの柵と凹凸の路面舗装により、乗口を認識し やすくしている。(金沢駅バスターミナル・金沢市)

冬期も快適なバス停



・融雪装置が設置されており、冬期でも雪がなく乗降しやすい。 (猿丸神社前バス停・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・バスのバス停接近の妨げとならないよう、定期的に植栽等のメンテナンスを行うとともに、バス停付近の不法な看板やベンチ の撤去を行うことが望ましい。
- ・乗務員は、バスを乗車位置に正しく停止させるよう、十分に配慮することが望ましい。これにより、車いす使用者用のスロープの設置や、視覚障害者の乗車ドア確認等がしやすくなるとともに、高齢者や子どもも乗車しやすくなる。
- ・バス停周辺の除雪については、地域住民やバス利用者の協力を得ていくことが望ましいため、必要に応じて、バス停に除雪用のスコップや融雪剤(塩化カルシウム)等を設置するなどの工夫を行う。